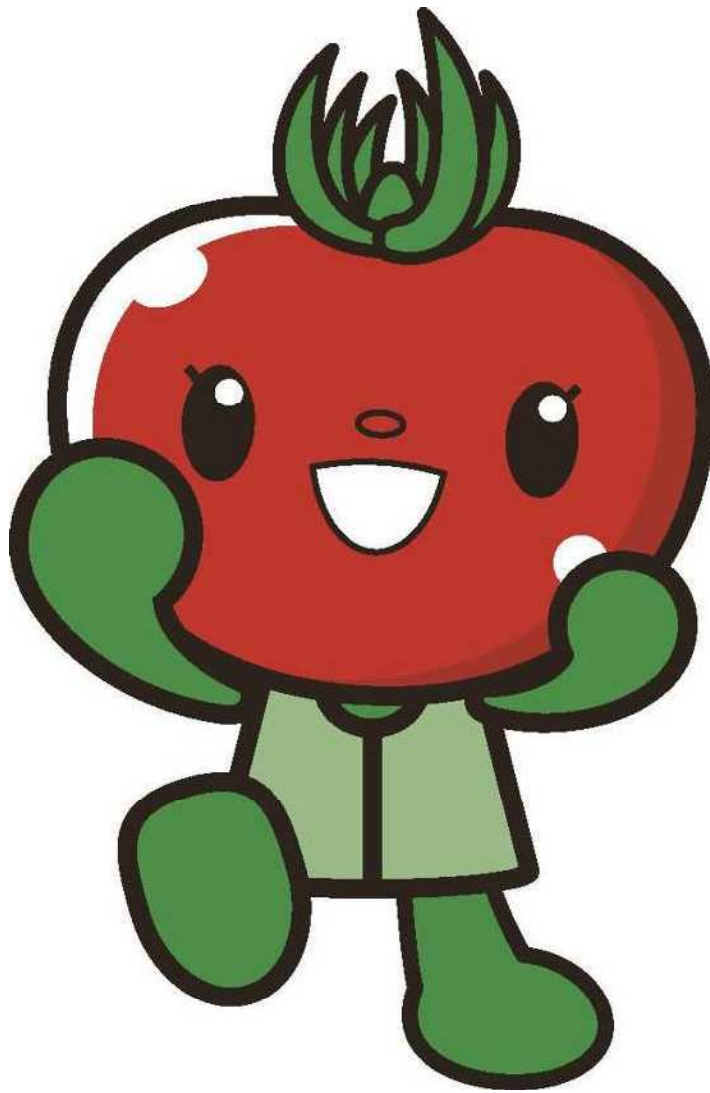


令和7年1月現在

北本市中小企業資金融資制度のご案内



北本トマトイメージキャラクター「とまちゃん」

【問合せ・申込みは】
北本市役所 産業観光課
TEL 048-594-5530(直通)

◆1 北本市中小企業資金融資制度とは

市内で事業を営む中小企業の皆さんの経営の安定と向上に寄与することを目的として、事業に必要な資金の貸付を行う制度です。

◆2 ご利用のメリット

- ・市が斡旋することにより、低利率の融資になっています。
- ・お支払いされた利子の一部及び保証料を補助します。
- ・埼玉県信用保証協会による信用保証制度が利用できます。

◆3 融資制度利用者への補助制度

① 利子補給制度

利子負担軽減を目的として、返済当初2年間における支払利子額の30%を補助します。

② 保証料補助制度

当初返済予定期間内に返済を終了した場合、支払済信用保証料相当額を補助します。

◆4 信用保証制度について

信用保証協会は、中小企業の皆さんが金融機関から事業経営に必要な資金を借り入れる際、「公的な保証人」となることで資金調達を円滑にしています。北本市の制度融資は埼玉県信用保証協会の保証付き融資となっており、別途保証料が必要となります。

◆5 資金の使途について

融資の対象となる資金は、事業経営に必要な設備資金と運転資金に限ります。

○設備資金

経営上必要な設備の新增設資金、建物の増改築資金、機械・車両・運搬具・備品等の購入資金 等

○運転資金

原材料の購入資金、給与の支払資金、商品仕入・買掛支払の手形決済資金 等

○資金使途上の注意事項

事業経営に関連のないものに使用される資金は融資の対象外です。

その他、融資の対象とならない資金の例は以下のとおりです。

- ・土地、住宅の購入資金
- ・事業に直接関係のない乗用車の購入資金
- ・必要な許可を受けていない設備の購入資金
- ・公害の発生するおそれのある設備の購入資金
- ・融資申込者以外が使用する設備の購入資金
- ・申込時点で設置済み又は代金支払済みの設備資金
- ・借入金の返済資金
- ・納税に充てるための資金
- ・資本金増資のための資金

◆ 5 融資の種類

制度名	商工業近代化資金		特別小口資金	
共 通 要 件	● 市内に有する事業所において、1年以上継続して同一事業を営んでいること。(個人においては、上記に加えて市内に1年以上居住していること。) ● 北本市の市民税の税額があり、納期の到来している市税を完納していること。 ● 信用保証協会の保証取扱業種を営んでいること。 ● 許認可を必要とする業種を営んでいる場合は、その許認可を取得していること。 ● 信用保証協会の代位弁済による債務がないこと。			
個 別 要 件	● 常時使用する従業員数が 300 人(卸売・サービス業は 100 人、小売業は 50 人)以下であること。		● 常時使用する従業員数が 20 人(商業・サービス業を主としている場合は 5 人)以下であること。 ● 市民税の所得割(法人の場合は法人税割)の納税義務者であること。 ● 信用保証協会の保証付き借入残高(特別小口保証を除く)がないこと。	
貸 付 限 度 額 (※1) (※2)	設備資金 2,000 万円 運転資金 1,000 万円		設備資金 1,000 万円 運転資金 1,000 万円	
貸 付 期 間 (※3)	設備資金 12 年以内 (据置 12 ヶ月以内) 運転資金 10 年以内 (据置 6 ヶ月以内)		設備資金 10 年以内 (据置 12 ヶ月以内) 運転資金 7 年以内 (据置 6 ヶ月以内)	
利 率	融資期間 3 年以内	融資期間 3 年超 5 年以内	融資期間 5 年超	
	1.6%(固定金利)	1.7%(固定金利)	1.8%(固定金利)	
保証料	年 0.45～1.59%の範囲内で信用保証協会が定める額		年 0.8%以内で信用保証協会が定める額	
連 帯 保証 人	法人:代表者(原則) 個人:不要		不要	
担 保	必要に応じて徴する		不要	

※1 設備資金と運転資金を併用する場合は、設備資金の限度額となります。

※2 運転資金の融資限度額は、最新決算期における平均月商の3ヶ月分までとなります。

※3 設備資金と運転資金を併用する場合は、設備資金の貸付期間となります。

◆ 6 申込みに必要な書類

	書類名	個人	法人	備考
1	北本市中小企業資金融資申込書	1通	1通	市指定様式
2	所得税確定申告書の写し	1通	-	直近2期分
3	所得税確定申告書添付の決算書の写し	1通	-	直近2期分
4	決算書の写し	-	1通	直近2期分 勘定科目内訳明細書を含む
5	確定申告書別表の写し	-	1通	
6	試算表	-	1通	決算後6ヶ月を超えている場合
7	履歴事項全部証明書	-	1通	必要に応じて、閉鎖事項証明書も併せて提出
8	市税の完納証明書	1通	1通	
9	印鑑証明書	1通	1通	
10	連帯保証人の市税の完納証明書	-	1通	特別小口資金の場合は不要
11	連帯保証人の印鑑証明書	-	1通	特別小口資金の場合は不要
12	許認可登録等の写し	1通	1通	許認可登録等が必要な業種の場合
13	宣誓書(埼玉県信用保証協会提出)の写し	1通	1通	飲食業の場合
14	個人情報に関する同意書	1通	1通	市指定様式

<設備資金の場合は、上記に加えて以下の書類が必要です>

15	見積書	1通	1通	申込人宛ての見積書で、発行者の押印があり有効期限内のもの
16	図面・カタログ	1通	1通	資金の用途がわかる資料
17	建築確認申請書及び建築確認済証の写し	1通	1通	建物の新築・増改築の場合
18	賃貸人の承諾書及び賃貸借契約書の写し	1通	1通	借店舗の改装等の場合

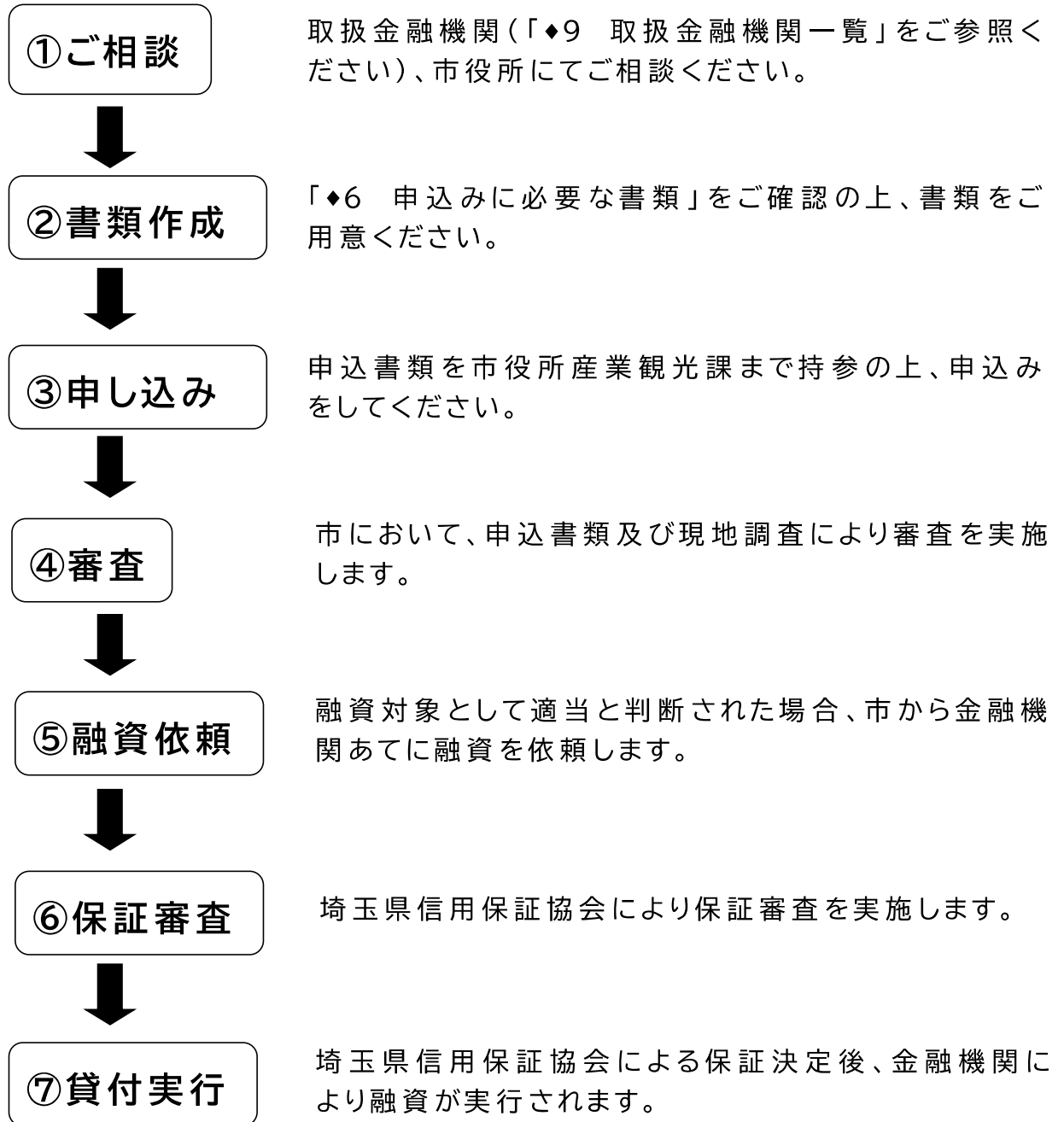
※証明書は、発行後3ヶ月以内のものをご提出ください。

※その他必要に応じて関係書類や追加資料を提出していただくことがあります。

●設備資金の場合は、融資実行後に以下の書類を提出してください。

- ・設備完了届
- ・領収書等支払いを証明する書類の写し
- ・車両購入の場合は、自動車検査証の写し
- ・融資対象設備の設置に許認可等が必要な場合は、その許認可証の写し

◆7 融資実行までの流れ



- 取扱金融機関に事前に相談し、貸付けについての上承を得た上でお申し込みください。
- 市の審査で融資依頼が決定されても、その後の保証審査において否決される場合がありますのでご了承ください。

◆8 融資申込にあたっての注意点

- 用途が明確でない融資はできかねますので、用途をはっきりとさせておきましょう。
- 借入金額は、返済を考慮し、過大にならないように注意しましょう。
- 事業実績や申込金額等により、全額ご融資できない場合もあります。

◆9 取扱金融機関一覧

取扱金融機関は以下の6行(庫)です。

以下の取扱金融機関以外では、北本市の制度融資はご利用いただけませんのでご注意ください。

	支店名	所在地	電話番号
1	埼玉りそな銀行北本支店	北本市北本 1-36	048-591-3131
2	武蔵野銀行北本支店	北本市中央 3-64	048-592-5522
3	東和銀行北本支店	北本市中央 1-66-2	048-592-1211
4	埼玉縣信用金庫北本支店	北本市北本 2-1	048-591-3221
5	埼玉縣信用金庫北本西口支店	北本市北本 2-1	048-591-3221
6	川口信用金庫桶川支店	桶川市鴨川 1-6-7	048-787-3333